

「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>2.1. オープンポリシーフォーラム</p> <p>(中略)</p> <p>オープンポリシーフォーラムには特に参加資格を設けておらず、誰でも参加することができます。また、オープンポリシーフォーラムは、以下に定義する <u>オンサイトフォーラム</u> および <u>オンラインフォーラム</u> で構成されるものとします。</p>	<p>2.1. オープンポリシーフォーラム</p> <p>(中略)</p> <p>オープンポリシーフォーラムには特に参加資格を設けておらず、誰でも参加することができます。また、オープンポリシーフォーラムは、以下に定義する <u>ミーティング</u> および <u>メーリングリスト</u> で構成されるものとします。</p>
<p>2.2. <u>オンサイトフォーラム</u></p> <p>オンサイトフォーラムはポリシー提案が提出され、その場でコンセンサス形成に向けた議論が行われる、オンサイトで(会議場に参加者が集合して)行うミーティングであり、JPNIC オープンポリシーミーティングがこれにあたります。</p>	<p>2.2. <u>ミーティング</u></p> <p><u>ミーティングでは、提出されたポリシー提案について、参加者が集合してコンセンサス形成に向けた議論を行います。</u> JPNIC オープンポリシーミーティングがこれにあたります。</p>
<p>2.3. <u>オンラインフォーラム</u></p> <p>オンラインフォーラムは、IP アドレスポリシーに関する議論・情報交換・情報提供を行うとともに、<u>オンサイトフォーラム</u> で得られたコンセンサスの確認を行うために、<u>メーリングリスト</u> で構成されるものであり、IP-USERS メーリングリストがこれにあたります。</p>	<p>2.3. <u>メーリングリスト</u></p> <p><u>メーリングリストでは、電子メールを利用してIP アドレスポリシーに関する議論・情報交換・情報提供を行うとともに、<u>ミーティング</u> で得られたコンセンサスの確認を行います。</u> IP-USERS メーリングリストがこれにあたります。</p>

<p>3. 2. JPOPF-ST の役割</p> <p>(中略)</p> <p>*1 「2. 2. <u>オンサイトフォーラム</u>」における 3. および 4. の役割は JPOPF-ST の共同チェア (Co-Chair) による代行が可能です。 <u>オンサイトフォーラム</u>におけるコンセンサスの判断は、ポリシー提案の議論進行の役割を担ったチェアまたは共同チェアが行います。</p>	<p>3. 2. JPOPF-ST の役割</p> <p>(中略)</p> <p>*1 「2. 2. <u>ミーティング</u>」における 3. および 4. の役割は JPOPF-ST の共同チェア (Co-Chair) による代行が可能です。 <u>ミーティング</u>におけるコンセンサスの判断は、ポリシー提案の議論進行の役割を担ったチェアまたは共同チェアが行います。</p>
<p>4. 1. 1. ポリシー提案の提出</p> <p>ポリシー提案は、<u>オンサイトフォーラム</u>前に最低 2 週間の募集期間を設けるものとし、JPOPF-ST が別途指定する方法、様式、期日に従い、JPOPF-ST に対して提出されなければならないものとしします。</p>	<p>4. 1. 1. ポリシー提案の提出</p> <p>ポリシー提案は、<u>ミーティング開催</u>前に最低 2 週間の募集期間を設けるものとし、JPOPF-ST が別途指定する方法、様式、期日に従い、JPOPF-ST に対して提出されなければならないものとしします。</p>
<p>4. 1. 3. ポリシー提案の公開</p> <p>JPOPF-ST は、提出されたポリシー提案を、<u>オンサイトフォーラム</u>開催にあたり、最低 2 週間前までに、Web および <u>オンラインフォーラム上</u>の双方で公開します。</p>	<p>4. 1. 3. ポリシー提案の公開</p> <p>JPOPF-ST は、提出されたポリシー提案を、<u>ミーティング</u>開催にあたり、最低 2 週間前までに、Web および <u>メーリングリスト</u>の双方で公開します。</p>

<p>4.1.4. ポリシー提案の議論</p> <p>提案者は、提出したポリシー提案に関し、<u>オンラインフォーラム</u>で質問に対応するものとします。また、<u>オンサイトフォーラム</u>の場で説明を行い、参加者の質問に対応するものとします。</p>	<p>4.1.4. ポリシー提案の議論</p> <p>提案者は、提出したポリシー提案に関し、<u>メーリングリスト</u>で質問に対応するものとします。また、<u>ミーティング</u>の場で説明を行い、参加者の質問に対応するものとします。</p>
<p>4.1.5. 一次コンセンサス</p> <p><u>オンサイトフォーラム</u>で得られたコンセンサスを“一次コンセンサス”と言います。<u>オンサイトフォーラム</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェア*2 がポリシー提案に対して <u>会場の賛否両意見を元に質と量の両面から総合的に判断することとします</u>。その際、この一次コンセンサスは提案がその場の総意として支持されている状態であると見なします。</p> <p>一次コンセンサスに至らなかった提案に対し、<u>オンサイトフォーラム</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが議論を継続すべきと判断した場合は、翌々回の <u>オンサイトフォーラム</u>まで <u>オンラインフォーラム</u>で継続議論することとします。</p> <p>*2 JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが不在の場合には JPOPF-ST のメンバーが代行します。</p>	<p>4.1.5. 一次コンセンサス</p> <p><u>ミーティング</u>で得られたコンセンサスを“一次コンセンサス”と言います。<u>ミーティング</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェア*2 がポリシー提案に対して <u>ミーティング参加者の賛否両意見を元に質と量の両面から総合的に判断することとします</u>。その際、この一次コンセンサスは提案がその場の総意として支持されている状態であると見なします。</p> <p>一次コンセンサスに至らなかった提案に対し、<u>ミーティング</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが議論を継続すべきと判断した場合は、翌々回の <u>ミーティング</u>まで <u>メーリングリスト</u>で継続議論することとします。</p> <p>*2 JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが不在の場合には JPOPF-ST のメンバーが代行します。</p>

<p>4.1.6. 最終コメント期間</p> <p>1次コンセンサスを得たポリシー提案は、<u>オンラインフォーラム</u>上で、最低2週間の最終コメント期間を経るものとします。ただし<u>オンサイトフォーラム</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアの裁量で、当該期間は延長できるものとします。</p>	<p>4.1.6. 最終コメント期間</p> <p>1次コンセンサスを得たポリシー提案は、<u>メーリングリスト</u>で、最低2週間の最終コメント期間を経るものとします。ただし<u>ミーティング</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアの裁量で、当該期間は延長できるものとします。</p>
<p>4.1.7. 最終的なコンセンサスの確認</p> <p>前項の最終コメント期間において、本質的な反対がなければ、当該ポリシー提案は最終的なコンセンサスを得たものとします。この判断は、<u>オンサイトフォーラム</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアによって行われます。</p>	<p>4.1.7. 最終的なコンセンサスの確認</p> <p>前項の最終コメント期間において、本質的な反対がなければ、当該ポリシー提案は最終的なコンセンサスを得たものとします。この判断は、<u>ミーティング</u>の進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアによって行われます。</p>

4.2. ポリシー提案の棄却

提出されたポリシー提案は、以下のような場合に棄却となります。

1. 一次コンセンサスが得られず、オンサイトフォーラムの進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアにより議論を継続すべきと判断されなかった場合
2. オンラインフォーラムでの継続議論となった提案のうち、その翌々回の オンサイトフォーラムまでに オンラインフォーラムにおいて議論がなされなかった場合。
3. 一次コンセンサスを得たが、オンラインフォーラムでの最終コメント期間中、最終的なコンセンサスの確認が取れないと オンサイトフォーラムの進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが判断した場合。
4. 最終的なコンセンサスが確認されたが、その内容が妥当でないと JPOPF-ST によって判断された場合。
5. JPOPF-ST からの実装勧告に対し、JPNIC が実務的な面、財務上の問題、APNIC とのポリシーとの整合性等の観点から実装することができないと判断した場合。
6. ポリシー提案の実装が JPNIC だけで決定できず、APNIC に提案する必要がある、その提案が APNIC オープンポリシーミーティングにおいて棄却された場合。

提出されたポリシー提案が棄却された場合、上記 1 から 4 においては JPOPF-ST が、5、6 においては JPNIC が、オンサイトフォーラムまたは オンラインフォーラム、もしくはその両方で、棄却となった理由について報告するものとします。

4.2. ポリシー提案の棄却

提出されたポリシー提案は、以下のような場合に棄却となります。

1. 一次コンセンサスが得られず、ミーティングの進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアにより議論を継続すべきと判断されなかった場合
2. メーリングリストでの継続議論となった提案のうち、その翌々回の ミーティングまでに メーリングリストにおいて議論がなされなかった場合。
3. 一次コンセンサスを得たが、メーリングリストでの最終コメント期間中、最終的なコンセンサスの確認が取れないと ミーティングの進行を務めた JPOPF-ST のチェアまたは共同チェアが判断した場合。
4. 最終的なコンセンサスが確認されたが、その内容が妥当でないと JPOPF-ST によって判断された場合。
5. JPOPF-ST からの実装勧告に対し、JPNIC が実務的な面、財務上の問題、APNIC とのポリシーとの整合性等の観点から実装することができないと判断した場合。
6. ポリシー提案の実装が JPNIC だけで決定できず、APNIC に提案する必要がある、その提案が APNIC オープンポリシーミーティングにおいて棄却された場合。

提出されたポリシー提案が棄却された場合、上記 1 から 4 においては JPOPF-ST が、5、6 においては JPNIC が、ミーティングまたは メーリングリスト、もしくはその両方で、棄却となった理由について報告するものとします。

<p>5.1. APNIC での決定事項</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC において実施することが求められるもの</p> <p>JPNIC が APNIC の決定事項に関し実装検討を行ったうえ、JPNIC の理事会の審議を経て実装可否を決定し、オープンポリシーフォーラムに報告を行います。この場合、実装が APNIC で決定しているため、オープンポリシーフォーラムでの検討の対象とはなりません。ただし、本件については APNIC での正式決定前に、[5.1.1./5.1.2.]に定める通り、APNIC オープンポリシーミーティング前後に、コメントを受け付ける期間を <u>オンラインフォーラム</u> 上で設け、コメントを APNIC に対しフィードバックします。また、実装に際し重大な問題がある場合には、オープンポリシーフォーラムで意見をまとめ APNIC に提案を行うことを検討します。</p>	<p>5.1. APNIC での決定事項</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC において実施することが求められるもの</p> <p>JPNIC が APNIC の決定事項に関し実装検討を行ったうえ、JPNIC の理事会の審議を経て実装可否を決定し、オープンポリシーフォーラムに報告を行います。この場合、実装が APNIC で決定しているため、オープンポリシーフォーラムでの検討の対象とはなりません。ただし、本件については APNIC での正式決定前に、[5.1.1./5.1.2.]に定める通り、APNIC オープンポリシーミーティング前後に、コメントを受け付ける期間を <u>メーリングリスト</u> 上で設け、コメントを APNIC に対しフィードバックします。また、実装に際し重大な問題がある場合には、オープンポリシーフォーラムで意見をまとめ APNIC に提案を行うことを検討します。</p>
<p>5.1.1. APNIC オープンポリシーミーティング前の対応</p> <p>APNIC に対してなされたポリシー提案（オープンポリシーフォーラムから APNIC に対してなされた提案に限られません）については、APNIC オープンポリシーミーティング開催前に、JPNIC から Web もしくは <u>オンラインフォーラム</u>、あるいはその双方においてその提案の内容の紹介を行います。あわせて、その提案に対するコメントを <u>オンラインフォーラム</u> 上で募集します。</p> <p>ただし、重要な提案と JPNIC もしくは JPOPF-ST が判断した場合、臨時に <u>オンサイトフォーラム</u> が開催されることがあります。（後略）</p>	<p>5.1.1. APNIC オープンポリシーミーティング前の対応</p> <p>APNIC に対してなされたポリシー提案（オープンポリシーフォーラムから APNIC に対してなされた提案に限られません）については、APNIC オープンポリシーミーティング開催前に、JPNIC から Web もしくは <u>メーリングリスト</u>、あるいはその双方においてその提案の内容の紹介を行います。あわせて、その提案に対するコメントを <u>メーリングリスト</u> で募集します。</p> <p>ただし、重要な提案と JPNIC もしくは JPOPF-ST が判断した場合、臨時に <u>ミーティング</u> が開催されることがあります。（後略）</p>

<p>5.1.2. APNIC オープンポリシーミーティング後の対応</p> <p>APNIC オープンポリシーミーティングの結果については、JPNIC が <u>オンラインフォーラム</u> にその報告を行い、コメントを再度募集します。コメント期限は、APNIC が定める最終コメント期限前に設定し、いただいたコメントを APNIC に対しフィードバックします。</p>	<p>5.1.2. APNIC オープンポリシーミーティング後の対応</p> <p>APNIC オープンポリシーミーティングの結果については、JPNIC が <u>メールリングリスト</u> にその報告を行い、コメントを再度募集します。コメント期限は、APNIC が定める最終コメント期限前に設定し、いただいたコメントを APNIC に対しフィードバックします。</p>
<p>関連文書</p> <p>APNIC policy development process http://www.apnic.net/community/policy/process</p> <p>APNIC policy development http://www.apnic.net/community/policy</p>	<p>関連文書</p> <p>APNIC policy development process https://www.apnic.net/community/policy/process/policy-development-process/</p> <p>APNIC policy development https://www.apnic.net/community/policy/process/</p>